

自然公園法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

| | |
|------------------------------|---|
| 自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（抄） | 1 |
| 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）（抄） | 4 |
| 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄） | 6 |

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）（抄）

（公園事業となる施設の種類）

第一条 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一～五 （略）

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七～十二 （略）

（政令で定める公共団体）

第二条 法第十条第二項に規定する政令で定める公共団体は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に定める港務局とする。

（認定等に関する手数料）

第三条 法第三十一条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一～三 （略）

（補助金の額）

第四条 法第五十六条の規定による国の補助は、次の各号に掲げる施設の新設、増設又は改設に要する費用の額（当該新設、増設又は改設を行う場合において収入金があるときは、当該額から収入金を控除した額）のうち、環境大臣が定める種目及び算定基準に従つて算定した額の二分の一以内について行う。

一～十二 （略）

（負担金の徴収方法等）

第五条 国は、法第五十八条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の

意見を聴かなければならない。

第六条 法第五十八条の規定により地方公共団体が徴収する負担金に関する事項については、当該地方公共団体の条例で定める。

附則

(国立公園法施行令の廃止)

2 国立公園法施行令(昭和六年勅令第二百四十二号)は、廃止する。

(都道府県が処理する事務)

3 法に規定する環境大臣の権限に属する事務のうち次に掲げるもので、指定区域(別表に掲げる都道府県の区域に属する国立公園の区域内の区域のうち当該都道府県の知事の申出に係るもので、環境大臣が指定するものをいう。附則第六項において同じ。)に係るものは、当該都道府県の知事が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る環境大臣に関する規定(法第六十四条第二項、第三項及び第五項を除く。)は、当該都道府県の知事に関する規定として当該都道府県の知事に適用があるものとする。

一〇五 (略)

(事務の報告)

4 都道府県知事は、前項に規定する事務を行ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨及びその内容を環境大臣に報告しなければならない。

5 前項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。

(都道府県知事を経由する協議の申出等)

6 法の規定に基づき環境大臣に対してする協議の申出、認可、承認若しくは許可の申請、届出又は報告(以下この項において「協議の申出等

「という。」のうち、次に掲げるもの（第一号から第五号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる国立公園事業に関するものに限り、第六号から第八号までに掲げる協議の申出等にあつては指定区域において行われる行為に関するものに限る。）は、指定区域が属する都道府県の知事を経由してしなければならない。

一 法第十条第二項及び第六項並びに第十二条第一項の規定による協議の申出

二 法第十条第三項及び第六項の規定による認可の申請

三 法第十条第九項、第十三条及び第十四条第二項の規定による届出

四 法第十二条第一項及び第二項の規定による承認の申請

五 法第十七条第一項の規定による報告

六 法第二十条第三項、第二十一条第三項及び第二十二条第三項の規定による許可の申請

七 法第二十条第六項から第八項まで、第二十一条第六項及び第七項、第二十二条第六項及び第七項並びに第三十二条第一項の規定による届出

八 法第三十五条第一項（法第二十三条第三項第七号に係る部分を除く。）の規定による報告

（事務の区分）

7 附則第三項及び第四項並びに前項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（国の貸付金の償還期間等）

8 法附則第十二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

9 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第十一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場

合には、当該年度の末日の前々日（の翌日から起算する。

10 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

11 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

12 法附則第十五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

別表（附則第三項関係）

一～二十一（略）

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五（略）

六 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。

七（略）

第四節 保護及び利用

(特別地域)

第二十条 (略)

2 (略)

3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

一〇十七 (略)

十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4〇9 (略)

(特別保護地区)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一〇十 (略)

十一 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

4〇8 (略)

(利用のための規制)

第三十七条 国立公園又は国定公園の特別地域、海域公園地区又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一〇二 (略)

三 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす

行為で政令で定めるものであつて、当該国立公園又は国定公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。
2・3 (略)

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

別表第一 第一号法定受託事務(第一条関係)
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

| | |
|---------------------------|---|
| 政 令 | 事 務 |
| (略) | (略) |
| 自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号) | 附則第三項、第四項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |
| (略) | (略) |